

平成二十二年七月十三日（火）

# 第三十一回荒川区都市計画審議会議事録

於・サンパール荒川

第七集会室

午後三時三十一分開会

都市計画課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第三十一回荒川区都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変御多忙の中、本審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。よろしくお願いたします。

まず、会議に先立ちまして、皆様方に御理解いただきたいことがございます。区では、夏の省エネキャンペーン実施中ということでございまして、職員は軽装でクールビズということで、失礼させていただいております。この点御理解のほど、よろしくお願いたします。

さて、本日の審議会は、お手元の会議次第に基づきまして進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の資料ですが、一つ目が会議の次第ということで、一番上についてございます。二つ目が、議題、資料の二点でございまして、開きますと、参考資料から名簿等が続いてございまして、その後、きょうの議題でございます「荒川区景観計画案」について、ということが続いてございます。御確認のほどお願いたします。

それでは、本日は、新しい委員による最初の審議会でございますので、委員皆様の委嘱状の伝達から始めさせていただきます。

委嘱状の伝達につきましては、区長より各委員一人一人にお渡しするのが本来でございますが、席上配

付をもちまして、委嘱状の伝達にかえさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

お手元の委嘱状を御確認いただきたいと思います。任期につきましては、平成二十二年六月一日から、平成二十四年五月三十一日までの二カ年となっております。なお、お席の配置につきましては、ただいま左のほうから時計回りに、あいうえおの順のお席にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで委員の紹介をさせていただきます。お手元の資料の二ページ、次第の次のページの次ぐらいにありますけれども、参考資料の裏側になります。新たな委員による名簿を構成的に記載させていただきます。職名等につきましては、この名簿を参照していただきたいと思います。

お名前のみを申し上げます。御紹介をさせていただきます。

相田紀夫様。

一番委員　どうぞよろしく申し上げます。

都市計画課長　阿久津敬子様。

二番委員　よろしく申し上げます。

都市計画課長　稲垣道子様。

三番委員　よろしく申し上げます。

都市計画課長　今井健子様。

四番委員　よろしく申し上げます。

都市計画課長 大根田良夫様。

五番委員 よろしくお願ひします。

都市計画課長 岡本義雄様。

六番委員 よろしくお願ひいたします。

都市計画課長 小沢あや女様。

七番委員 よろしくお願ひいたします。

都市計画課長 小池寛治様。

八番委員 よろしくお願ひします。

都市計画課長 小出治様。

九番委員 よろしくお願ひします。

都市計画課長 小島和男様。

十番委員 よろしくお願ひします。

都市計画課長 榊真理子様。

十一番委員 よろしくお願ひいたします。

都市計画課長 清水啓史様。

十三番委員 よろしくお願ひいたします。

都市計画課長 志村博司様。

十四番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 竹内捷美様。

十五番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 谷福雄様。

十六番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 保坂正仁様。

十七番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 三上雅之様。

十八番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 山下登様。

十九番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 渡邊治平様。

二十番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、三嶋副区長よりごあいさつを申し上げます。

副区長、よろしくお願いいたします。

副区長 皆さんこんにちは。ただいま紹介にありました荒川区副区長の三嶋でございます。どうぞよろ

しくお願い申し上げます。本日は大変お忙しい中、各委員の皆様には、御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。このたびは、当都市計画審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

この審議会につきましては、荒川区のまちづくりの方向性を決定すると言える都市計画に関する事項を調査、審議する、大変重要な審議会でございます。今、国とか都、それからいろいろな自治体で、地域主権、それから地方分権といったことを掲げて、都市計画の事務の一環について、盛んに検討、審議されているところでございます。

これは審議会に対して、地方からのまちづくりを支援していくということで、私も全く同感で、現在活動している進行形のものでございますけれども、現制度の中でできること、特に基礎自治体から、まちづくりをこのようにできるということを実績として示すことも必要であろうというふうに思っています。

本日、報告事項として御用意させていただきました景観計画ということでございますけれども、景観は現制度で基礎自治体からのまちづくりができる、一つの手法であるというふうに思っています。

今回のこの案件を、また代表的なものとしたしまして、全般にわたりました、委員の皆様の豊かな御経験と御見識を、荒川区からの、基礎自治体からのまちづくりのために、御意見、御所見、御指導をぜひひ賜りたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市計画課長 ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。

本審議会は、新しい委員による一回目の審議会でございます。荒川区都市計画審議会条例第八条に基づ

きまして、区長より区職員の中から幹事を任命することになっております。資料の三ページ、先ほどの名簿の次のページに、名簿が記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、次第に従いまして進めさせていただきますが、次第四の会長の選出でございます。

先ほども申しましたが、本審議会は新しい委員による一回目の審議会でございますので、まだ本審議会での会長が決まっていないという状況でございます。したがって、会長が決まるまでの間、仮議長を選出いたしましたして、議事の進行をお願いしたいと考えております。

仮議長の選出につきましては、僭越でございますが、事務局のほうから推薦させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

都市計画課長 ありがとうございます。それでは仮議長として、岡本委員を推薦させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、岡本委員、こちらの仮議長席のほうに、よろしく願いいたします。

会長職務代理 ただいまご指名をいただきました岡本でございます。会長が決まるまでの間、私がしばらく仮議長として、議事の進行を進めさせていただきますが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。座って議事を進行させていただくことをお許し願いたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

資料一ページの・荒川区都市計画審議会条例（抜粋）をご覧くださいませ。同条例第五条の規定により

ますと、会長は学識経験者として委嘱されました委員のうちから、委員の選挙によって定めるとなってございます。選挙によることとなっておりますが、従前の例によりますと、会長選考委員会を設置して選考いたしております。

今回、会長選考委員会を設置したいと存じますが、いかがでございましょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

会長職務代理 よろしゅうございますか。ありがとうございます。異議なしのお声をちょうだいいたしましたので、会長の選考委員会を設置させていただきます。選考委員の人選でございですが、仮議長に御一任いただけますでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

会長職務代理 ありがとうございます。それでは、私のほうから次の方々に選考委員をお願いいたします。区議会議員の代表として竹内委員、関係行政機関の代表として、東京都第六建設事務所の所長でいらつしやいます渡邊委員、区民の代表として阿久津委員、それに小沢あや女委員、以上の方々を御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、別の場所で用意ございますので、そちらのほうに移動願って、御協議をお願いいたします。それでは選考委員会が開かれておりますしばらくの間、本審議会は休憩とさせていただきます。

午後三時四十三分休憩

午後三時四十七分開議

会長職務代理 審議会を再開させていただきます。

早速でございますが、選考委員長、選考結果の御報告をお願いいたします。

十五番委員 ただいま開催されました選考委員会の中で、選考委員長ということで御指名いただきまして竹内でございます。

それでは選考結果を御報告いたします。選考員の総意として、小出委員を荒川区都市計画審議会の会長として選考いたしましたので御報告申し上げます。

以上でございます。

会長職務代理 ありがとうございます。選考委員の皆様方、本当に御苦労さまでございました。

ただいま選考委員長から、選考結果の御報告がございましたので、お諮りさせていただきましたかと思えます。選考委員会より、小出委員を会長にとのことですが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

会長職務代理 ありがとうございます。小出委員、お引受けいただけただけででしょうか。

九番委員 どうもありがとうございます。よろしく願います。

会長職務代理 ありがとうございます。それでは、小出委員を会長に決定させていただきます。

会長が決定されましたので、私の任務も、これで終了ということでございます。この後は小出会長にお任せいたしますので、よろしく願います。皆様の御協力を感謝申し上げます。ありがとうございます。

いました。

会長 どうも、ただいまご選出いただきました小出でございます。あいさつということではございませぬけれども、先ほど三嶋副区長のほうより、ごあいさつはございましたが、都市計画が地方分権の中で、徐々に下のほうに下がってくるということとは、大きな潮流で、いつ来るかということによりますけれども、その中で、都市計画そのものが、基礎自治体に入ると、今まで専門化された都市計画という領域から、どうしても横とのつながりですよ。一つのプロジェクト的な機能が出てきていて、特に今からは荒川区もそうですけれども、いわゆる福祉、老人の施設をつくっていくということと、例えば住宅の建て替えがなかなか動かないような密集地帯の建物更新と、それとインフラの整備とあわせて、あるいは商店街の振興とあわせて一つのまちをつくっていくなんていうことが、非常に重要な任務になってまいります。

そうすると、今まで福祉の栄えた、要するに国交省の世界ではなくて、厚生労働省の世界で、二極的に縦割りで作っているんだけど、それが実に基礎自治体になってくると、まちづくり全体の中で、統一的にやらなくてはという、そんな動きになってまいります。

現在、国のほうの社会資本整備審議会というのがあって、その中で、新しい将来的なことを見据えた上の都市計画の整備をどうするかということをやっている、ここ一年ぐらいちょっとプランクになっていきますけど、そのうち成果が出てまいります。その中でも、今言ったような話が出てくるんだというふうに思っています。そういう意味で、基礎自治体における都市計画審議会の活動というのは、非常に重要な役割を持っていきます。今まで私がこの中に参加させていただいた中で、マスタープランをつくったり、

その中で高さの規制をやったり、あるいは地区計画を実際に展開したりということ、少しずつ変わってはきているんですけれども、個人的には住民参加というのも、都市計画の中で必然になってきていて、それを専門家、あるいは行政の人たちだけじゃなくて、地域の住民の人たちがまちづくりに積極的に参加するという仕組みそのものをこれからつくっていかないと、とてもじゃないけどやり切れないわけで、そういうこと、仕組みとしての都市計画として住民参加、市民参加、市民がどう活動するかということを、ぜひこの中で議論して行ってほしいなというふうに思っています。

その中で、非常に個人的には、これもマスタープランのときに議論したんですけど、荒川区の土地利用をもうちょっときちんとしていくことですね。いろいろな課題があります。それから、さっき言ったように、やっぱり防災上非常に危険な地域というのは、建て詰まりがあって、建て替えが不能、それだけではなく高齢化していると。それを福祉とか、商店街振興とあわせてやっていくとか、新しい仕組みを考えていくということも、この審議会の非常に重要な課題ではないかなと思っています。

そういうので、たくさん課題はあるかと思うんですが、従来とは違った観点で、考え方は徐々に変化してくるということで、皆さん方の責任も、非常に重いものになってくるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事次第に戻りますが、お手元に配付してございます資料のページの中に、・荒川区都市計画審議会条例の第五条第三項に「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」というようなことになって、職務代理者を御指名させていただきたいと思ひます。

それでは、引き続きということになりますが、三上委員お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長職務代理 謹んでお受けいたします。

会長 どうもありがとうございます。では、こちらのほうに来ていただけますか。

それでは会長職務代理者の三上委員より、ごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長職務代理 今、職務代理者に指名いただきました三上でございます。二ページの私の名前の隣に「所属又は職名」と書いてございますけれども、元東京都住宅局次長でございます。任期は短かったわけでございますけれども、所管事項として、木密、住宅の密集地域の解消の事業も、実は所管していたわけでございます。この事業は、一年、二年で到底できるものではございませんけれども、当時私は相当やり残した感がありました。先ほどのお話のように、基礎的自治体のほうがかなり一生懸命やらないとできないようになりつつありますけれども、やり残した仕事をここでも、もし微力ながらお力になればというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

会長 どうもありがとうございます。

それでは、その次、会議の公開ということでございますが、きょうは傍聴者がいらっしやいませなので、このまま進めさせていただきまます。

本日、御審議いただく都市計画案件はございませんが、報告事項がございます。資料にございますけれ

ども、今後この審議会の意見聴取をする予定でございますけれども、荒川区景観計画案がございますので、今回は報告ということで、都市計画課長より、その説明をしていただいて、その後質問をしていただくといいことにしたいと思います。それでは都市計画課長、よろしく願います。

都市計画課長 それでは、今後、本審議会の意見聴取、これは景観法九条に基づきまして、都市計画審議会に意見を求めるものでございます。それがスケジュール的には、来年の九月ごろにはなりますけれども、この景観計画はただいま案という段階で進めておりますが、まだまだ東京都との同意の手续とか、さらには景観検討委員会というものを設置しておりますけれども、その中で、まだまだ案の中身が変わる可能性があります。いろいろな御意見をお持ちの委員が多いこと、それからまた議会関係でも、さまざまな意見が出されておりますので、案として固まるには、まだまだ時間がかかると考えております。

初めに、このスケジュールをご覧いただきたいと思っております。現在、A3の縦の表になってございます。平成二十二年七月ということでございます。都市計画審議会報告、七月十三日、きょうがこの位置になってございます。事前の説明でございます。

この後、条例(案)というものの、素案ですけれども、この景観条例の素案をつくりまして、九月中旬ごろに議会の委員会に報告し、その後、パブコメを実施したいと考えております。パブコメを実施した後に、また十二月ごろに、議会の建設環境委員会というところに報告をするようになってございます。あわせて、右側のほうの表になりますけれども、東京都との事前の協議を開始いたしまして、ずっといきまして、二十三年一月ごろに同意をいただくことを目指しております。

景観計画につきましては、例えば荒川区のような区が景観計画をつくるためには、景観行政団体となることが法で定められております。景観行政団体になるには、東京都知事の同意の協議が必要になります。現在でも、東京都はこの景観計画を持ってございまして、例えば隅田川の両側五十メートルの範囲に、高さ十五メートル以上、または延べ面積千平米以上の建築をする際には、法に基づいた届出が必要になります。また、一方、大規模な建築物として、高さ六十メートル、または三万平米を超える建築物を建築する際には、荒川区の中での手続は、すべて東京都にいくようになってございまして、それが景観行政団体になりますと、荒川区では独自にまた規模を定めまされども、すべて荒川区がその届出を受けて、条例等に照らして審査し、指導すると。場合によっては、命令を出す場合もございまして。かなり強い制限になると考えております。

そうした中で、この条例につきましては、二十三年三月制定を指しております。その後、景観行政団体になりました、実際、東京都の計画の運用をしていくなから、八月ごろに荒川区の景観計画を策定し、その後、都市計画審議会、本審議会に正式に意見照会をいたします。そして、その後からは景観計画の運用開始ということで、通常の流れになっていくわけです。まだまだ時間が相当かかることですので、中身も非常にいろいろな御意見がございますし、相当難しいものでございまして、しっかりと時間をかけて進めていきたいと考えております。

それでは、ただいまの景観計画の案の段階でございましてけれども、この説明をさせていただきます。

概要版がついてございます。A4のカラーの裏表になってございます。

基本理念ということでございまして、下町らしい景観、個性的な景観を生かす。次に、川や大地など地形や自然、街道などの歴史的資源を生かす。三つ目に、区民等との協働・連携による活動を生かすというところでございまして、目標として、本文八ページにもございますけれども「新しい息吹のなかにも下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」ということで、掲げてございます。どんどんまちづくりが進んで、新しい建物は建っていくんですが、そうした中においても、荒川区のよさを保ちながらの風景をつくっていききたいと考えてございます。

第一章につきましては、荒川区の景観形成ということでございまして、景観計画区域というものは荒川区全体ということになってございます。

下の一一三というのがございますけれども、ここで、景観基本軸と一般地域の二つに区分してございます。軸といたしましては隅田川、非常に貴重な景観の資源でございまして、この隅田川は青い線の軸でございまして。約八キロにわたる河川でございまして。次に、真ん中にあります、これは都電の軸でございまして。都電は荒川区の貴重な財産でもありますし、非常に区民からも親しまれ、区外の方からも人気がある。そして、この軸を一つ景観の軸としてとらえていきたいと考えてございます。それから、緑の色で書いた日暮里台地の景観軸でございまして。これは上野からずっと、荒川区から北区のほうにつながる崖線の軸でございまして。緑の台地の軸として育てていきたいというふうに考えてございます。

第二章のほうには、運用になりますけれども、良好な景観形成の方針と基準ということで示してございます。

本文のほうには、より具体的に書いてございますけれども、それぞれの都電軸、隅田川軸、日暮里台地景観軸、それとまた基本軸以外に、それ以外のところは一般の地域ということになりました、方針が書いてございまして、その方針を達成するために、さまざまな基準も示してございます。

景観の基準というのは、なかなか詳細にきっちり数字で示すということが難しいものでございまして、例えば、スカイラインをそろえるとか、回りの調和とか、雰囲気をといたようなものでございまして、なかなか明解な基準にならないのが、どこの市町村でも同じなんですけれども、そういった形になってございます。色彩等につきましては、マンセルの記号で表示してございまして、使える色の範囲なども示してございます。実際、そうした基準に従っていただけるということで、届出制度というものが五十五ペーじあたりから書いてございますけれども、基本的な考え方といたしましては、景観法に基づく景観形成の方針と基準を定めておりますけれども、一定規模以上の建築物の規制誘導を図るということで、延べ面積とか高さで示してございます。これらのものは届出が必要になります。そのほかに特別なものは事前協議制度というものもあります。

また、この行為の規模、高さとか延べ面積に該当しないものでも、適合の努力義務というものを考えてございまして、届出がないから景観は考えなくてはいいいんだということではなくて、荒川区の景観計画に従った形で、区のほうとしても指導していきたくて考えてございます。

裏側になりますけれども、各方針の内容が示してございます。景観基本軸の方針、都電軸、隅田川景観軸、日暮里台地景観軸、それから一般地域の方針として、低中層市街地、中高層市街地、その他等示して

ございます。

また、荒川区のマスタープランにおきましては、一般の方針以外に、区を八つに分けて方針を示すということもございました。私どもの景観計画の中でも、地域別の基本目標というものも入れてございます。地域特有の地名とか、個性を大事にして、そうした形での景観を育てていきたいという形で考えてございます。

本編の四ページを、ちょっと開いていただきたいと思います。

計画策定の目的と位置付けというものがございまして、この位置づけでございまして。最上段上位に景観法という法律がございまして、その次に東京都の景観条例、景観計画がございまして。これが、荒川区が景観行政団体になった場合には、荒川区の景観条例と景観計画を定めて、今後まちづくりを進めていくということになります。こうした位置づけになってございます。

十八ページをお開きいただきたいと思います。

十七ページ、十八ページに、景観基本軸と一般地域ということでございます。全体が景観計画区域になってございます。隅田川と都電、それから日暮里台地がこの軸でございまして、それ以外が一般地域ということになってございます。例えば、都電軸というのは、大体どういうふうなイメージを持っているかと言いますと、二十二ページにちょっと関連の絵が載っております。都電通りはバラの花が咲いて、都電が走り、そして、こうした風景になるといいなというところでのイメージでございまして。

それから二十八ページを開いていただきたいと思います。

ここは隅田川景観軸ということでございまして、現状でも、土と緑の堤防ができてございます。なかなか景観上もいいところでございまして、桜の花が咲いたり、あるいはあらかわ遊園という遊園地なども、ここに面してございます。イメージ的には二十八ページの下のようなことで考えてございます。

次に、三十四ページ、日暮里台地の景観軸というものがございます。日暮里の台地には、十一ぐらいのお寺とか、低層の建物、谷中からつながって、いい雰囲気のところでございます、こうしたようなまちなしていききたいなというふうに考えてございます。

本文はまたいろいろなことが記載してございます。後ろのほうには、地域別もございますし、それから色使いにつきましては、四十八ページからマンセルの記号ということでございまして、色相、明度、彩度ということ、色合い、それから明るさ、そして鮮やかさとかいう数字を、このマンセル記号というのは、一つの記号を示すと、だれが選んでも同じ色になります。こうした形での基準をつくってございます。

四十九、五十ページ以降につきましては、使える範囲の色を示してございますけれども、まだ色の範囲につきましては、いろいろな御議論がございまして、もう少し緩めてもいいんじゃないかといったような意見もございまして、検討委員会の専門部会のほうで、より詳細に検討していきたいと思っております。いろいろな意見はまだまだ出ると思いますが、現段階では、こうした形で案というものができていることを御報告いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございます。それでは、御質問ございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

「なし」と呼ぶ者あり」

会長　なければ、ちよつと一つ私のほうから質問したいと思うんですが、関係するものとして、屋外広告物の規制があるかと思うんですが、そのあたりはどうお考えになっているか、伺わせてください。

都市計画課長　やはり屋外広告物も、景観上非常に重要なものでございまして、概要版の見開きの右下のほうに書いてございます。本文では、五十二ページから五十四ページあたりに記載してございますけれども、区全域の景観形成誘導基準、これが本文の五十三ページに書いてございます。市街地特性別の景観形成誘導基準というもので、用途地域別にも記載してございます。五十四ページにおきましては、都電軸に関するものということでございます。屋外広告物におきまして、この規制をして、景観の配慮をしていただくというふうに考えてございます。

会長　小島委員。

十番委員　区議会議員の小島でございます。

先ほど景観条例を策定していくという方向の中での検討というお話がされて、副区長からも、地方分権の時代で、景観、まち並みということを大事にするということも言われました。ただ、都市計画マスタープランですとか、東京都とのかかわりですとか、先ほど区独自の権限もというお話がありました。分権で荒川区で何でもやれるということではないのかなというふうに思うんですね。その辺の限界というのは、どういうふうにお考えになっているのかを、まずお伺いしたいのと、それから、これは景観三法というところで、国の法律もでき、東京都の条例も改正されて、ビルの高さだとか、色の規制が改正の中で強化され

ているんですけれども、区として、こういう内容を独自に生かすという場合に、どういうふうにかこの条例を位置づけていくのか。特に、この計画の中にも出されていますけれども、良好な景観というのは、生活に快適さとするおいをもたらすということが大事だというものも、基本にそうあるべきじゃないかなと思うんです。そこらについて、条例上の規定ですとか、それらについての検討は今どうなっているんでしょうか。

ついでに聞きたいことを言っちゃいますけれども、日暮里の台地、高台のところなんですが、西日暮里三丁目は地区計画を今後考えていくということのようですね、それとの関連が、この景観条例を飛ばせるという場合には、どういうふうな流れになっていくのか。それと四丁目は、それにはないですね。高台が一つになっていきますけど、四丁目はそういう地区計画はないんだらうと思うんですけれども、そこらは整合性として、地区計画をもう少し広げるといって考えていくのかどうか、まとめてちょっとお聞きしちゃいますから、見解をお伺いしていきたいと思えます。

都市計画課長 なかなか難しい御質問をいただきました。景観計画で、この景観を進めていくという段階では、区の見解ということですね、完全に権限が区に移行されますので、東京都というよりも、区ですべて変更の勧告とか、あるいは改善命令等の変更命令も出せますので、区が主体的になって、景観行政はできると考えてございます。

それから、条例の位置づけでございますけれども、この条例の中で、景観計画を定めるといったような言い方になりますので、どちらかというと景観計画を進めてはいるんですが、条例がもとになると考えて

おります。当然、法律が条例よりももとなんですけれども、条例の中で、さまざまな法で示されない部分を補完して条例で示すというものになってございます。景観計画を策定すること、それからさまざまな区の責務とか、事業者の責務とか、基本理念とか、そうしたものを条例で定めるようになってございます。既に八区ほど条例で定めてございますので、こうした先進区のものも参考にして進めたいと考えてございます。

次に、三丁目の御質問でございますが、日暮里の台地のことでございまして、西日暮里三丁目につきましては、地区計画のもとになるような三丁目まちづくり計画というものが、地元のまちづくり協議会を通じて、そこが主体的に動きまして、計画をつくってございます。地区計画を定めるには、これを使って進めるといふふうに考えてございます。四丁目のほうは、特段そうした動きがないんですけれども、景観上は三丁目のほうが重要だなと。ただ、四丁目につながりますので、台地の景観軸としては、三丁目の通りで考えてございます。

景観計画で軸として定めますと、例えば、その軸に建設される建築物、該当する高さ、延べ面積の建築物については、すべて届出が必要になってまいります。その届出が基準に合っているかどうかということとで、都市計画課のほうで、その内容を審査し、指導するということになります。

実際に、ほかの地区で、地区計画というものが定められている地区もございます。例えば、荒川五丁目、六丁目地区、これは密集事業の地区になってございますけれども、この中でも、景観的な要素も入っております。周囲のまちに合わせた建物をつくれとか、デザインを考えると、色彩も一応配慮するとか、

そうした地区計画の定めているものもございませうけれども、それと重なって、荒川区全体、景観の一般地区と、場合によつては軸と重なる部分もあるかと思ひますけれども、そちらのほうにございまして、景観計画が定められますと、全体が適用されるということになり、地区計画で定めた内容よりもっと明確な形で示されると考えてございます。

十番委員 今の上位計画というか、結局、都との協議が必要だというのは、進める際に、最後まで出てくるんだと思うんですよ。区の主体的な権限と同時に調整が必要になつてくるわけですよ。その辺、先ほどの話だと、区でできるということなんですが、やはり限界という点はあるまいお話しされなかつたので、そういうことはないよということなのかどうか。それは確認の問題です。

それから、ちょっと今のは別なんです、以前、私も聞いたことがあるんですけども、鉄道の高架ですよ。これには入っていないので聞いちゃうんですが、例えば老朽化していて、どうも景観上よくないということ、これは景観計画の中で考えたいというお答えをいただいたことはあるんですけども、この中には、ちょっとそれらしいところがなかつたものですか、この辺は今どんなような検討がされているのか、あわせてお伺いします。

都市計画課長 初めの限界のお話なんですけれども、最初に、この景観計画をつくることができる団体というのが、景観行政団体ということになります。この段階で、東京都から協議して同意をいただきますので、そのまま区が独自にできるといふふうに考えてございます。東京都からの指導ということはないとは言えませうけれども、独立した形で区がそれについての権限を持つといふふうに考えてございます。

次に、鉄道関係、高架、常磐線とか、京成電鉄とか、荒川区の大きな景観を形成する中で、こういうものが通っていますけれども、現在のところ、軸とか、あるいは重要公共物とかという形にはなっていないけれども、こうしたものも一般的に景観の重要なものでございますので、関係団体、JRとか、あるいは京成のほうに働きかけていきたいと考えております。

会長 保坂委員。

十七番委員 区議会の保坂でございます。

ちよつと基本的な今後の進め方について、お伺いさせていただきます。

今日初めてだということ、マスタープランからいろいろ顔見知りの方もおいでになりますけれども、これを今後二年間で検証していかれるんですけれども、具体的に年に何回ぐらい、次回の開催とか入ってくるんでしょうけれども、何回ぐらい開催されて、それとこの計画案について、どのように進めていかれるのか。一章ずつ検証されていくのか、そういったことを教えていただいて、次回、どうやって我々は勉強してくれば、この会に参加すればいいのかという部分をまず教えていただきたいのと、それとこの案とというのは、いつ、どこで、だれがつくられて、これがベースにならざるを得ないのか。それはマスタープランとのかかわりなのか、景観条例とのかかわりなのか、いろいろな部分のかかわりで、こういったものを行政側がつくられたのか。私初めて今回出ているので、そこら辺のいきさつも含めて、教えていただけますでしょうか。

都市計画課長 都市計画審議会における、この景観関係の役割というのは、一つ意見を言うということ

がございます。私も景観行政団体が、景観計画をつくる際には、意見を求めなければならぬといったような形で法令になってございますので、どこまで、一章ずつすべてかということにはなるんですが、どちらかというところ、それはすべてということになります。いろいろな面で意見をいただきたいというふうに考えてございます。

それから回数でございませうけれども、最終的には、二十三年九月に意見聴取という正式な場がございませう。これまでに少なくともあと五回ぐらいは、こうした場で、いろいろな意見を聞いたり、説明をさせていただきます。いただいたりしたいというふうに考えてございます。

次に、この案はだれがつくったのかということなんですが、景観計画の検討委員会というものがございませう、この検討委員会は学識経験者、国の代表の方、区民の方々等入ってございませう、年四回ほど検討委員会、それから一部専門的な検討をする場所としまして、専門部会というものを二回ほど開いております。

案をつくる主体は区でございませう。荒川区として、そうした検討委員会の意見を参考にし、区がつくるということになり、区が素案をつくり、案をつくり、現在に至ってございます。

十七番委員 ありがとうございます。ちょっと踏み込んでお話しさせていただきますけれども、先ほど条例等のお話も出ました。ここの意見を聞いて、修正するべきところは修正していくんだというふうな話をされておりました。やっぱり私たち議会としては、どうしても都電軸、または隅田川軸というのは、もちろん大事にしておりますけれども、そうすると必ず出てくるのがスーパード防化、または電線の地中化、そ

ういった話は必ず出てくるかと思うんですけども、そういったものを条例で縛れるのかどうか。また、逆に縛ったとして、また計画したとして、東京都の事業に対して、区が予算をつけさえすれば、それがこの計画の中に入って実現できるのかどうか。そこまで踏み込んで、こういったもの、荒川区景観計画というのができるのかどうか。そこら辺を教えていただけますでしょうか。

都市整備部長 非常に厳しいです。スーパー堤防ですけども、荒川区におきましては、八キロをスーパー堤防にしていきたいということはございます。したがいまして、マスタープラン等におきまして、そういう位置づけでございます。ただし、物理的にできないということがございます。これまで四割から五割近くまで、スーパー堤防を荒川区では隅田川沿岸では一番多くやっておりますけれども、それができたのは、やはり大きな公園があったり、大きな開発があるということ、例えば密集地域、一軒一軒小さなあれですと、どうしてもスーパー堤防はできないと。ただ、やるに当たっては、やはり東京都に対して、スーパー堤防でやっていただきたい。これは条例では、多分そこまでは縛れないと思えますけれども、違う部署で、特に荒川区におきましては、民間開発業者が事前相談に来ます。そういうときには、都の事業でございますけれども、荒川区のまちづくりに外せないということで、東京都と連携をしながら、なるべくスーパー堤防になるように指導しているところでございます。

それともう一つ、地中化につきましても、絶対やらなくちゃいけないというのは、これはちょっと条例では縛れないというふうに考えてございます。ただ、今、東京都のほうでは、十年後の東京という中で、積極的にやっていたいただいております。荒川区におきましても、都市計画道路を中心に、できるところはや

つていくと。ただ、景観の考え方の中におきましては、やはりスーパー堤防を進める、さらに地中化についても進めて、よりよい住環境にしていきたいという方針が、この計画の中では示しております。

以上でございます。

会長 三上委員。

会長職務代理 ちよつと知識がないもので、教えていただきたくんですけれども、景観計画を考えるときに、色彩もまた非常に大事だと思っております。四十九ページ、五十ページのところに、色彩景観形成の考え方（ポイント）と書くのは、この辺は非常によくわかる話なんですけれども、これを具体化して、使用可能な範囲の色彩を決めるのは、この東京都がつくったガイドラインそつくりを決めるのか。あるいは、さらにこの中で、区独自の判断を加えて、絞り込んでいくのか。これをまた条例で規制されるのか。その辺をちよつと教えていただきたいんですけれども。

都市計画課長 色彩の御質問でございますけれども、例えば隅田川景観軸といったようなものにつきましては、東京都が現在進めております色彩の形を、そのまま考えてございます。この色の使い方につきましても、東京都が景観行政団体に同意する際に、この中身を見て、東京都の考え方、あるいは区が独自の考え方をするのであれば、それなりの理由を説明し、同意を得るということになります。一般の地域の色彩基準につきましては、これも現在のところ、東京都の形を受け継いでございますけれども、私どももいたしましては、もう少し使える色の範囲を広げたいと考えております。区が独自に進めたいというものを、これから専門部会等を通じまして、色彩については、専門的な見地から決定いたしますけれども、東京都

のものをそのまま使うというのではなくて、区独自の少し拡大した形での色使いをしたいなというふうに考えております。専門部会で、もう少し深めた検討をしていきたいと思えます。

会長 小池委員。

八番委員 私、海外での生活が長かったですけれども、特に先進国のまちから日本に帰ってきて気づくのは、電柱と電線がやけに目ざわりなんです。これはやっぱり長期的な計画をつくって、電柱、電線を地中の中に埋める、一ついい例として、千住間道を広げて、電線も地中に埋める形になっていきますけれども、それと同じように、電柱、電線を極力地中化するという、一つ大きな方針として、荒川区だけでいいのか、東京都で規制するのか、そこはわかりませんが、その方向を目指したい。

それからもう一つは、広告なんです。広告が多いというのも、やっぱり日本に帰ってきて思うのは、無秩序に広告がある。それに対して、どれほどの規制ができるのか。日本ぐらい私権の強い国というのはないんですけれども。ほかはやっぱ環境条例とかいうときには、ある程度私権の制限というのができる。しかし、どうも日本の場合は私権の制限ができないような印象を持っているわけなんです。しかし、これも、話に出たように、色彩について、いろいろ何らかの規制、あるいはガイドラインができるんだとすれば、広告についても規制ができたなら規制、しかし規制ができないようであれば、何らかのガイドラインみたいなものをつくったかどうかと思えます。半分質問であり、コメントですけれども。

都市計画課長 ありがとうございます。小池委員につきましては、オランダ大使をされて、ぜひとも今回都市計画審議会の委員になっていただきたいと思いますということで、お願いしてなっていました。

うございます。海外でのそうした貴重な御経験、確かに委員おっしゃるように、電線、電柱が非常に目ざわりだというお話を、前にも聞いたことがございます。荒川区でも、主要な道路につきましては、ただいま御紹介ありました千住間道とか、あるいは荒川五〇六号というところもございます。それから尾久橋通りとか、白鬚西地区、再開発事業でやったところなどもございますけれども、電線のあるところと電線のないところは、非常に空の見た目が違います。ぜひとも電線の地中化ということで、進めていきたいと思えます。

色彩のほうも、ぜひとも考慮していきたいと考えてございます。

会長 渡邊委員。

二十番委員 第六建設事務所なんです、今、小池委員のほうからもお話がありました電線の地中化ですね。これは東京都でも、十年後の東京計画ということで、平成二十七年まで荒川区よりも内側、ですから当然ここは入ってきます。それから環六の内側ということで、そこを重点的に地中化していくということで、現在やっていますのは、先ほど出ました尾久橋通り、これは全部地中化いたします。そうすると全部できますね。それから尾竹橋通りは、現在、工事着手しているところと、設計をしているところ、尾竹橋通りも全線地中化いたします。荒川区のほうも、主要な道路とか、地中化をやっておりますけれども、これは確かに電線とか、非常に景観にはよくないということで、積極的に進めています。

それから先ほど地中化に関連しまして、道路とかの景観、色とかの話が出ましたけれども、当然、荒川区のほうで、この景観条例ができてきますと、東京都のほうで道路の構造物とかをつくる場合には、当然

区のほうに届出、相談して、それでやっていくということにしております。

会長 ほかにございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

会長 個人的にちょっと質問したいんですけど、一つは大規模なものに対して、ある基準を決めて、それを評価して違反しているかどうかというのもあるんですけど、もう一つは、非常に積極的に一つの景観形成をやるというのは、非常に推進をするということですか、積極的に事業をやって、あるモデル的な景観をつくり込んでいかないと、一つのものにならないんですよね。そういう意味で、この場合は都電の通りですよ。あれは非常に重要で、それをつくっていくには、それなりのあるモデル的な推進地区と言うと、ちょっと規制がかかっちゃうのであれだけど、ある程度推進的な事業なり、何か方針によって、こういうものをつくる、バラをつくって何とかというのは提示されていますけど、そういうことを、景観計画をつくるのとあわせて、何かやっていくということを考えていらっしゃいますか。

都市計画課長 八十六ページのほうにありますけれども、やはりそうしたモデル地区等のつくりで進めてくものでございますし、また景観のそうした考え方を推進する団体等、そうした形での進め方なども非常に重要だと思えます。そういうことでありますので、八十六ページのほうには、荒川区十景、百景とか、地域の景観まちづくり活動の育成・支援、それから景観サポーターの派遣とかというものが載せてございますけれども、景観計画そのものを推進するには、やはりモデル地区みたいなものができて、そしてそこを推進する、区民を中心とした団体のようなものができ上がれば、私どもそれは大変すばらしいことで

あるというふうに考えてございます。そうした内容もちょっと検討させていただきたいと思えます。

会長 そのほかいかがでしょうか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

会長 きょう最初で、何を議論したのか、質問していいかわからないと思うんですけど、いずれにしても、景観行政団体ということで、独立した区の権限の中で動くような仕組みになって、それを支える条例をつくっていく、そのときの枠組みをどう考えるかということ、ただ、その景観計画は、いろいろな議論はあるんですけども、チェック機能というところと、やっぱり積極的に打ち出すという方向と二つあって、チェック機能そのものは、こっちでできるんですけど、やっぱり打ち出していくというのはまた別の仕組みもいるので、それは地区計画とか、いろいろなものに関連してつくっていくかなきゃいけないので、そういう創造的な視点で、ぜひこういうものを見ていただきたいなというふうに思っています。

さつきちよつとマンセルのところ、色彩の自由度をどのぐらい上げるかというのは、本当にこれは相当議論があるかもしれません。ものの自由度を、みんな非常に自由につくりたいというのと、一番簡単な地中海風の白しかつくらないといったら、そんなものは要らないわけですよ。白しかないわけで、それをたくさん広げるといえるのは、かなり許容度を持たせてつくろうというわけで、その辺いろいろ議論になって、しかも、その色彩というのは、こういう色相のものを使うというだけじゃなくて、それを組み合わせさせた面積によって、全然印象が違うわけですね。単体の色は許可されていても、それを組み合わせた瞬間に何かおかしいものができてしまうということもあって、その大きさによっても違うので、一概になか

なか判断できない、非常に難しい議論が必要かと思うんですけど、そういう意味で、我々はこのようにものをつくるというときに、非常にしつかりとしたイメージがあるようなところは、それなりのもうちょっと違ったコンクリート、もうちょっと明確なデザインを示していくという、そういうこともやらなきゃいけない。それなら電車通りでいいんじゃないかなと思うんですよね。そういうものをやっぱり、こういう基礎自治体の中で自分たちの一番いいところをどうつくるんだというのを提示しながら、それに対して、市民、あるいは事業者が、それに対して自分たちでそれを支えていくような仕組みをつくり、実際に事業を展開していくような仕組みにならないとかなかなかできないものなんですよね。そういう意味で、こういう法律的な枠組みというのは、そういうのをつくるのはいいんだけど、それを実態的に動かしていく、人の力みたいなのを支えていく、ほかのところからつくっていかないと、補完的につくっていかないと、やっぱり動かないと思うんですよね。そういう意味で、そういう目でちょっと見ていただくと、よろしいかと思いません。じゃあ、なければ、ちょっと勝手なことを申して、申しわけなかったんですけど、どうもありがとうございます。

一応、景観計画について説明が終わりましたので、次ですが、会議次第の第六のその他でございます。次回の審議会について、事務局から御報告をお願いしたいと思えます。

都市計画課長 それでは、次回の審議会の予定につきまして、御説明いたします。

次回の審議会ということなんですが、今のところ決まっております。日程が決まり次第連絡を差し上げたいと思いますので、よろしく願います。

会長 どうもありがとうございました。その他、何か御質問なければ、これで閉会したいと思います。よろしゅうございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

会長 どうもありがとうございました。

午後四時四十五分閉会